

要求条件	評価項目	評価内容	評価基準	加算点	評価点	備考
企業要件	1 社会貢献度	企業の社会貢献度について、評価する。県が進める施策への積極的な協力姿勢が見られるかどうかを評価する。 ①次世代育成支援活動実績(就業規則等への育児休業規定) ②男女共同参画活動実績(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定) ③障がい者雇用実績(法定雇用率以上)	事業者が左記の項目3つ全ての実績を有する。	5	下記の実績(認証取得)の該当項目数により評価します。 ①次世代育成支援活動実績 育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。確認は、就業規則等の写しにより行います。 ②男女共同参画活動実績 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価するものとします。※確認は、都道府県労働局に提出された一般事業主行動計画策定届の写し(第一面に労働局の受付印が押印されたもの)により行います。 ③障がい者雇用実績 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用率が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出した公告時点で最新の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。 それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等とその者の常時雇用(3ヶ月以上)のわかる書類(保険証等の写し)により確認します。	
			事業者が左記の項目2つの実績を有する。	3		
			事業者が左記の項目1つの実績を有する。	1		
			事業者が左記の項目の実績がない。	0		
	2 企業活動における環境への取組み方針	企業活動における環境保全への取組みに対する考え方を評価する。 ・ISO14001の認証取得またはM-EMS(ステップ2)の認証取得	事業者が左記の項目の認証を有する。	5	ISO14001、M-EMSの認証取得 ISO14001またはM-EMS(ステップ2)の認証取得の有無により評価します。(確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。) ・認証されている範囲がわかる付属書等の写しも提出してください。 ・ISO14001、M-EMS(ステップ2)のいずれかの認証があれば評価します。 ・ISO14001とM-EMSに複数の認証を受けている場合でも1項目の実績として評価します。 ・ISO14001は、当該業務委託の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)	
			事業者が左記の項目の認証がない。	0		
	3 品質マネジメントシステム	提供する業務品質について、継続的に改善を行うマネジメントシステムがあるかどうかを評価する。(ISO9001)	事業者が左記の認証を有する。	5	ISO9001の認証取得 ISO9001の認証取得の有無により評価します。(確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。) ・認証されている範囲がわかる付属書等の写しも提出してください。 ・ISO9001は、当該業務委託の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)	
			事業者が左記の認証を有しない。	0		
	4 業務受託事業者の経営状況	公共施設の安定稼働を担う重要な業務であることから、業務履行の確実性、安定性を、経営状況の観点から評価する。 直近3事業年度における平均値が ①自己資本比率が40%以上 ②流動比率が150%以上 ③経常利益率が5%以上	事業者において、左記の3項目のうち該当項目が3つある。	10	経営状況の評価 直近3事業年度(平成26年度から平成28年度)における①から③の数値が記載された財務諸表により評価します。 確認は、原則として、決算公告、有価証券報告書等公表されている既存資料に記載されている貸借対照表、損益計算書等の写しにより確認します。	
			事業者において、左記の3項目のうち該当項目が2つある。	5		
			事業者において、左記の3項目のうち該当項目が1つある。	3		
			事業者において、左記の3項目のうち該当項目がない。	0		
	5 危機管理体制	企業において突発的な事故や自然災害等の不測の事態に適切に対応するための危機管理体制が整備されているかをBCP(業務継続計画)又は危機管理マニュアル策定状況とこれらに基づく訓練の実施状況から評価する。 なお、BCP等に基づく訓練が「定期的」に実施されているとは、BCP又は危機管理マニュアルに記載されている訓練が過去2年以上、毎年1回以上実施されている場合をいうものとする。	事業者においてBCP又は危機管理マニュアルが策定されており、それに基づく訓練も定期的に実施している。	10	危機管理体制の評価 事業者において策定されたBCP(業務継続計画)または危機管理マニュアルの写し及びそれらの策定年度、訓練の実施状況等を記載した書面の提出により、BCP又は危機管理マニュアルの策定状況及びこれらに基づく訓練の実施状況を確認、評価します。 ・BCPと危機管理マニュアルがともに策定されている場合でもいずれかのみが策定されている場合と評価は変わりません。	
			事業者においてBCP又は危機管理マニュアルが策定されており、それに基づく訓練も実施している。	5		
			事業者においてBCP又は危機管理マニュアルが策定されているが、訓練は実施していない。	3		
			事業者においてBCP又は危機管理マニュアルが策定されていない。	0		
	6 下水道の終末処理場における同種業務実績	過去10年間に於いて流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場における同種業務の元請としての履行実績を評価する。なお、この項目において同種業務とは、一定規模以上(全体計画で40,000m <sup>3</sup> /日以上)の下水処理量の終末処理場の水処理と汚泥処理を一体で行う業務とする。また、この項目において元請とは、当該業務を発注者から単独で直接受注し契約した者をいい、発注者とは、当該終末処理場を設置した地方公共団体のほか、指定管理者として終末処理場の管理運営を包括的に行う団体を含むものとする。	ステップ流入式多段硝化脱窒法の同種業務実績があるとともに、嫌気好気法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法のいずれかの同種業務実績がある。	10	同種業務実績の評価 過去10年間(平成19年度から平成28年度)において流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場(全体計画で40,000m <sup>3</sup> /日以上のものに限る)における同種業務の元請としての履行実績のうち、評価対象となる同種業務の実績の有無により評価します。 評価対象となる同種業務の実績について記載した書面の提出により確認します。 下水道技術検定(第3種技術検定)の合格証や実務経歴の証明書等、当該業務責任者が要件を満たすことが確認できる資料を必ず添付してください。提出された添付資料で確認できない場合には評価しませんので注意してください。	
ステップ流入式多段硝化脱窒法の同種業務実績があるか、又は嫌気好気法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、硝化内生脱窒法のいずれかの同種業務実績がある。			5			
上記以外			0			
総括責任者と副総括責任者のいずれについても、下水道処理施設管理技士の要件を満たす者を配置する。			15			
人員配置	7 業務責任者の技量	専任で配置する総括責任者及び副総括責任者(以下「業務責任者」という)の技量に基づき、現場における技術力を評価する。	総括責任者及び副総括責任者のいずれについても、下水道処理施設管理技士の要件を満たす者を配置する。	10	総括責任者及び副総括責任者の技量に基づく評価 総括責任者及び副総括責任者が評価対象となる要件を満たすか否かにより評価します。業務責任者の技量について記載した書面の提出により要件を満たすか否かを確認します。 下水道技術検定(第3種技術検定)の合格証や実務経歴の証明書等、当該業務責任者が要件を満たすことが確認できる資料を必ず添付してください。提出された資料で確認できない場合には評価しませんので注意してください。	
			総括責任者と副総括責任者のいずれについても、下水道技術検定(第3種技術検定)もしくは下水道管理技術認定試験(処理施設)に合格した者で、2年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を配置する。	5		
			上記以外	0		
			副総括責任者を複数配置する。	5		
	8 業務責任者の体制	専任で配置する業務責任者の体制について、項目7の加点の要件を満たす者を副総括責任者として複数配置する場合、加点する。	上記以外	0	項目7の加点の要件を満たす者が副総括責任者として複数配置する場合に評価(加点)します。 確認は項目7と同様の方法で行います。	
			総括責任者の流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場における同種業務の総括責任者の実績が3年以上ある者を配置する。	10		
	9 総括責任者の業務実績	総括責任者の流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場における同種業務の総括責任者の実績について評価する。なお、この項目において同種業務とは、終末処理場の水処理と汚泥処理を一体で行うもので、終末処理場の規模は問わないものとする。	総括責任者の流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場における同種業務の総括責任者の実績が3年以上ある者を配置する。	5	総括責任者の業務実績の評価 総括責任者の流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場における同種業務の総括責任者の実績について記載した書面の提出により確認します。総括責任者の業務実績について確認できる資料(当該業務の発注者の証明等)を必ず添付してください。添付資料により確認できない場合には評価しませんので注意してください。	
			上記以外	0		
	10 業務責任者以外の配置予定従事者の技量	業務責任者以外の配置予定従事者のうち下水道技術検定(第3種技術検定)もしくは下水道管理技術認定試験(処理施設)合格者の占める割合に基づき、運転監視業務、保守点検における技術力を評価する	配置予定従事者のうち左記の有資格者が占める割合が50%以上	10	業務責任者以外の配置予定従事者の技量の評価 業務責任者以外の配置予定従事者のうち評価対象となる者の占める割合に基づき評価します。全体の配置人数を明記し、そのうち何人が該当するかについて記載した「人員配置計画書」の提出により確認、評価します。これについては誓約事項となり、履行確認の対象とします。	
			配置予定従事者のうち左記の有資格者が占める割合が40%以上50%未満	8		
配置予定従事者のうち左記の有資格者が占める割合が30%以上40%未満			5			
配置予定従事者のうち左記の有資格者が占める割合が20%以上30%未満			3			
11 業務責任者以外の配置予定従事者の経験年数	業務責任者以外の配置予定従事者のうち流域下水道もしくは公共下水道の終末処理場の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験が3年以上の者の占める割合	配置予定従事者のうち左記の従事者が占める割合が30%以上	5	業務責任者以外の配置予定従事者の経験年数の評価 業務責任者以外の配置予定従事者のうち評価対象となる者の占める割合に基づき評価します。全体の配置人数を明記し、そのうち何人が該当するかについて記載した「人員配置計画書」の提出により確認、評価します。これについては誓約事項となり、履行確認の対象とします。		
		配置予定従事者のうち左記の従事者が占める割合が30%未満	0			
12 自家用電気工作物の保安業務への対応	自家用電気工作物の保安業務への協力体制として、電気設備に関する知識、技量を有する者の配置状況を評価する。	電気主任技術者免状保有者(第1種から第3種のいずれか)又は第1種電気工事士のいずれかの資格を有する者を配置できる。	10	自家用電気工作物の保安業務への対応の評価 電気主任技術者(第1種から第3種のいずれか)又は第1種電気工事士の資格を有する者を配置できるか否かにより評価します。 配置予定者について記載した「人員配置計画書」及び配置予定者の免状等の資料提出により確認します。		
		上記、資格保有者を配置できない。	0			
技術力・危機管理	13 配置予定従事者の技術力の向上・維持	配置予定従事者の技術力を向上させるための研修制度の有無等	研修プログラムに基づく研修を定期的実施している。(特に優れた研修プログラムには加点する…項目15)	5	配置予定従事者の技術力を向上させるための研修制度等について、研修プログラムの有無や研修の実施状況等により評価します。 研修プログラムの有無や研修の実施状況について記載した書面及び添付資料の提出により確認、評価します。	
			研修プログラムはないが研修を実施している。	3		
			研修を実施していない。	0		
14 配置予定従事者の危機管理体制	危機発生時において迅速に参集できる配置予定従事者の有無等	浄化センターから10km以内に居住する従事者が複数いる。(特に優れた危機管理体制には加点する…項目16)	10	配置予定従事者の危機管理体制について、危機発生時に迅速に参集できる配置予定従事者の有無等により評価します。 浄化センターから10km以内に居住する者もしくは15km以内に居住する者が複数いるか否かについて記載した「人員配置計画書」の提出により確認、評価します。 これについては誓約事項となり、履行確認の対象とします。		
		浄化センターから15km以内に居住する従事者が複数いる。	5			
		上記以外	0			
技術提案等	15 特記課題(技術力維持・向上の取組)	項目13について業務責任者からの説明を受け、研修の取組について評価する。	特に優れた研修への取組である。(研修プログラムとして優れている、資格取得、技能習得への会社としてのバックアップ体制が充実しているなど)	5	項目13について記載した書面の提出及びこれに関する業務責任者からの説明を受け、研修の取組について、特に優れた取組については加点します。	
			上記以外	0		
	16 特記課題(危機管理体制)	項目14について業務責任者からの説明を受け、危機管理体制が公社との連携において実効性ある体制となっているかについて評価する。	特に優れた危機管理体制となっている。(総括・副総括のいずれかが10km以内に居住しているなど、夜間・休日時の対応が充実している。)	5	項目14について記載した書面の提出及びこれに関する業務責任者からの説明を受け、危機管理体制が公社との連携において実効性ある体制となっているかについて評価し、特に優れた危機管理体制となっている場合は加点します。	
			上記以外	0		
	17 特記課題(供用当初一年間における課題と対策)	「供用当初一年間において特に留意すべき課題と対策」について記載した書面の提出及びこれに関する業務責任者からの説明を受け、公社との連携という視点でこれらに関する聞き取りを行い、これを評価する。	特に優れている	15	「供用当初一年間において特に留意すべき課題と対策」について記載した書面の提出及びこれに関する業務責任者からの説明を受け、公社との連携という視点でこれらに関する聞き取りを行い、これを4段階で評価します。	
優れている			10			
			良好である	5		
			上記以外	0		
	合	計			0	
			合計	140		
			(内訳)企業要件	45		
			人員配置	55		
			技術力・危機管理	15		
			技術提案等(技術力+危機管理+地域貢献+供用当初の課題+公社連携)	25		